



75B 運輸安全委員会事務局 神戸事務所

ミニボートとは

次の要件の全てを満たすボートであり、免許や船舶検査が不要です。

- 1. 長さ(登録長)が3メートル未満であるもの ※注:「登録長」は、おおむね「船の全長×0.9」となります。
- 2. 推進機関の出力が1.5キロワット(約2馬力)未満であるもの
- 3. 非常停止スイッチ等により、すぐにプロペラの回転を停止することができる船舶、又は、プロペラガード等により、身体の傷害を防止することができる船舶



CASE 1 他船に注意を!

漂泊して釣りをしていたミニボートと航行中の遊漁船が衝突しました。ミニボートは船体を分断され、船尾部分と船外機が水没し、操縦者は、骨折を伴う重傷を負いました。

操縦者は、衝突の際に海へ投げ出されましたが、分断されたミニボートの船首部から出ていた錨索につかまっていたところを遊漁船に救助されました。

操縦者は、救命胴衣を着用していませんでした。



CASE 2 他船の航走波に注意を!

ミニボートに2人が乗船し、操縦者は、ミニボートが潮に流されたので、危ないと思い、陸に向けて航行中、左舷船尾方から他船の航走波を受け、船内(3分割の先端部分)に海水が流れ込みました。ミニボートは、傾いて更に海水が入り、船首部から海中に沈むようにして転覆しました。

2人は、海に投げ出されたものの、救命胴衣を着用しており、転覆したミニボート につかまって漂流し、助けを求めていたところ、付近を航行中の船舶に救助されまし た。



CASE 3 浸水に注意を!

ミニボートに2人が乗船し、釣り場を移動中、左舷中央部付近に横波を受けて船内に海水が流れ込み、船尾部にたまりました。操縦者は、機関を停止して海水をくみ出していたところ、船体が傾斜して更に海水が流入し、同乗者と共に船外に投げ出され、ミニボートは転覆しました。

2人は、救命胴衣を着用しており、磯釣り客から連絡を受けた瀬渡船により救助されました。



ミニボートの操縦者は、次のことに注意しましょう。

- ・ ミニボートは、免許や船舶検査が不要ですが、いったん乗れば、海上・水上における交通ルールが適用されます。操縦される方はこのことを認識し、船の運航に関する基本的な知識をすすんで習得しましょう。
- ・ ミニボートは、乾舷(水面から舷側上端までの高さ)が低く、小さな波でも舷側を越えて船内に水が流れ込むおそれがあります。他船の航走波のほか風浪等による 浸水にも注意しましょう。万一に備え、防水パックに入れた携帯電話を携行し、救 命胴衣は必ず着用しましょう。浸水に備え、排水用のバケツ等を積んでおくことも 大切です。
- ・ ミニボートは、他船から見えにくく、レーダーにも映りにくいため、他船から見 えるよう、目印となる旗やレーダー反射板を掲げましょう。

(その他の注意)

- ・ 機関の性能や燃料の消費状況等を十分に考慮し、出港地から約2km(約1海里)、 陸岸から約1km(約0.5海里)以内を目安として運航しましょう。
- 気象庁や海上保安庁のホームページ等で事前に気象情報を確かめるようにしましょう。小さな波でも危険な状況が生じるので、無理な出港は控えましょう。



運輸安全委員会事務局 神戸事務所

〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1 番 1 号 神戸第 2 地方合同庁舎 10 階 TEL 078-331-7258 FAX 078-392-1649 E-MAIL kobjim-u58fh@kbm.mlit.go.jp

「どこで、どんな船の事故が起きているか」を地図上で簡単に探せるようになりました。ぜひご活用ください。



~地図から探せる事故とリスクと安全情報~

http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/